

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況

〔令和2年10月1日以降の取扱い〕

1. 配置予定技術者の雇用関係等の取扱い <R2.3.3～当面の間> 【※取扱いを継続】

配置予定技術者における「雇用関係等」において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

2. 登録基幹技能者の有効期限の取扱い <R2.4.17～R2.9.30> 【※取扱いの終了】

技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用について、登録基幹技能者の有効期限において、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える技能者に対し、特例的に一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとする。

3. 継続教育（CPD）の取組の取扱い <R2.4.17～R3.3.31> 【※取扱いを延長】

継続教育（CPD）の証明書の証明日について、特例的に令和2年1月1日以降、技術資料等提出期限の日までのものも認めることとする。

4. 主任（監理）技術者の変更の取扱い <R2.4.24～当面の間> 【※取扱いを継続】

新型コロナウイルス感染症の影響による主任（監理）技術者の変更は、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱う。
また、総合評価落札方式を適用した工事で新型コロナウイルス感染症の影響により主任（監理）技術者を変更する必要が生じ、その結果、同等以上の評価となる技術者を配置できない場合でも、特例的に工事成績評定点の減点の措置を行わないこととする。

5. 建設工事に係る見積期間短縮の取扱い <R2.6.1～R3.3.31> 【※取扱いを延長】

令和2年度上半期発注工事については、見積期間短縮の「真にやむを得ない事情」に該当するものとする。

6. 総合評価落札方式のタイプ変更の取扱い <R2.6.1～R3.3.31> 【※取扱いを延長】

総合評価落札方式の「施工計画等評価タイプ」を適用する工事のうち、令和2年度上半期発注工事で予定価格3億円未満の一般土木工事を対象に、「施工実績等評価タイプ」への変更を可能とする。